

取扱区分：「公開」

令和 7 年第 3 回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和 7年3月10日（月）10時 00分

於：周南市役所 多目的室

令和 7 年第 3 回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 7 年 3 月 1 0 日（月） 午前 1 0 時 0 0 分 ～午前 1 0 時 5 0 分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

（1）出席委員 1 8 人

1 番	林	俊	一	2 番	歳	光	時	正
3 番	野	村	邦	幸	4 番	重	永	正
5 番	佐	伯	伴	章	6 番	笠	井	保
7 番	河	内	邦	雄	8 番	藤	原	典
9 番	佐	伯	信	治	10 番	高	橋	恵
11 番	秋	貞	啓	子	12 番	藤	井	孝
13 番	山	下	敏	彦	15 番	市	川	進
16 番	有	馬	俊	雅	17 番	兼	重	智
18 番	田	中	榮	作	19 番	白	石	純
				治				

（2）欠席委員 1 人

14 番 瀧 山 美智子

（3）事務局職員 4 人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	中 村 仁 紀
次長補佐	神 本 和 典	書 記	山 崎 絵 美

（4）関係部署職員 4 人

産業振興部農業振興課	課 長	菅 田 浩 司
産業振興部農業振興課	担い手支援担当係長	松 田 康 仁
産業振興部農業振興課	農政担当	山 近 麗 子
産業振興部農業振興課	農政担当	本 多 和 也

（5）傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第6号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	396件
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の策定に係る意見聴取について	11件
議案第8号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(除外)に係る意見聴取について	2件
議案第9号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(編入)に係る意見聴取について	4件
議案第10号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(非農地判断等)に係る意見聴取について	10件
議案第11号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第12号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第13号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第14号	周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則制定について	1件

第3 報告事項

報告第15号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	10件
報告第16号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	1件
報告第17号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	6件
報告第18号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第19号	農地改良の届出について	1件
報告第20号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	9件
報告第21号	現況が農地でないことの証明等について	6件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、14番・瀧山美智子委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案第6号の35ページの差し替えを配付しておりますので、よろしくお願いします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしくお願いします。

開会（午前10時00分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和7年第3回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

5番・佐伯伴章委員、6番・笠井保雄委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

最初の議案第6号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、1ページから101ページまでの、1議案396件ですが、この中に、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定による議事参与の制限に係る議案審議がありますので、番号1番から番号80番までの徳山地区に係る80件、番号81番から番号95番までの新南陽地区に係る15件、番号96番から番号202番まで及び番号396番の熊毛地区に係る108件並びに番号294番から番号395番までの農地中間管理機構に係る102件の合計210件、番号203番から番号293番までの鹿野地区に係る91件の4つに分割して審議を行いたいと思いますが、これにご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案の説明の後、分割して審議をすることといたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

本件につきましては、周南市長より農用地利用集積計画案についての決定を求められたもので、農業振興課の説明を受けた後、農業委員会の決定をしたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、菅田課長よろしくお願いします。

菅田農業振興課長

農業振興課長の菅田でございます。

それでは、議案第6号についてご説明させていただきます。

この度の議案は、1月末日までに受け付けました利用権の設定に係る計画で、3月31日に公告を行おうとするものがございます。

内容につきましては、徳山地区86件、新南陽地区15件、熊毛地区162件、鹿野地区133件の合計で396件、885筆となります。

このうち、農地中間管理機構への貸し付けは294番から395番で徳

議長（山下会長）

山地区6件、熊毛地区54件、鹿野地区42件の合計で102件268筆となります。

説明は以上でございます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、最初に、議案第6号の番号1番から番号80番までの徳山地区に係る80件を一括議題といたします。

16番・有馬俊雅委員が一部当事者になりますので、先ほど申し上げました議事参与の制限により、議事に参加することができません。

委員におかれましては、退席をお願いいたします。

（委員1名退席）

議案第6号、番号1番から番号80番までの80件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号、番号1番から番号80番までの80件について、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第6号、番号1番から番号80番までの80件は、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

有馬委員は、ご着席ください。

（委員1名着席）

続きまして、議案第6号の番号81番から番号95番までの新南陽地区に係る15件を一括議題といたします。

12番・藤井孝委員が一部当事者になりますので、先ほど申し上げました議事参与の制限により、議事に参加することができません。

委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(委員 1 名退席)

議案第 6 号の番号81番から番号95番までの15件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 6 号の番号81番から番号95番までの15件について、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第 6 号の番号81番から番号95番までの15件は、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

藤井委員は、ご着席ください。

(委員 1 名着席)

続きまして、議案第 6 号の番号96番から番号202番まで及び番号396番の熊毛地区に係る108件並びに番号294番から番号395番までの農地中間管理機構に係る102件の合計210件を一括議題といたします。

2 番・歳光時正委員が一部当事者になりますので、先ほど申し上げました議事参与の制限により、議事に参加することができません。

委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(委員 1 名退席)

議案第 6 号、番号96番から番号202番まで及び番号396番並びに番号294番から番号395番までの計210件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 6 号、番号96番から番号202番まで及び番号396番並びに番号294番から番号395番までの計210件について、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第6号、番号96番から番号202番まで及び番号396番並びに番号294番から番号395番までの計210件は、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

歳光委員は、ご着席ください。

(委員1名着席)

続きまして、議案第6号の番号203番から番号293番までの鹿野地区に係る91件を一括議題といたします。

2番・林俊一委員、3番・野村邦幸委員が一部当事者になりますので、議事参与の制限により、議事に参加することができません。

委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(委員2名退席)

議案第6号の番号203番から番号293番までの91件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号、番号203番から番号293番までの91件について、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第6号、番号203番から番号293番までの91件は、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

林委員、野村委員は、ご着席ください。

(委員2名着席)

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の策定に係る意見聴取について」を議題といた

します。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

102ページの議案第7号は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、周南市長より地域計画を定めることについて意見を求められましたので、これについて、農業振興課の説明を受け、ご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、菅田課長よろしくお願いします。

菅田農業振興課長

それでは、議案第7号について、ご説明させていただきます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、11地域の周南市地域計画案についてご意見をお伺いするものです。

これまでの策定経過といたしましては、農業委員会で作成いただきました目標地図の素案に基づき令和5年度から各地域において4回程度の合計で42回延べ763人の皆さんにご参加いただき貴委員会をはじめ、県やJAなど関係機関と一緒に協議を進めてまいりました。

また、計画案については各自治会を通じて回覧を行い、協議の場にご参加が叶わなかった皆さんのご意見を踏まえて、この度計画の最終案が完成したところです。

今後、貴委員会や土地改良区、JA等関係機関の皆様からのご意見を踏まえ、必要に応じて修正を行った上で速やかに公告・縦覧を行い、令和7年4月1日に計画を策定したいと考えています。

説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第7号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 7 号について、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第 7 号につきましては、承認する旨を市長に答申いたします。

議案第 8 号、議案第 9 号及び議案第 10 号は、農業振興地域整備計画の一部を変更することについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、周南市長から意見を求められたものを、審議の都合により除外、編入、非農地判断等の 3 つの議案に分けております。

それでは、議案第 8 号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（除外）に係る意見聴取について」を審議いたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

103 ページの議案第 8 号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項に規定する農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたもののうち、農用地区域から除外するもので 1 議案 2 件です。

1 件ごとに、農業振興課の説明を受け、地区担当農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、議案第 8 号、番号 1 番を議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

それでは、議案第 8 号、番号 1 番の除外について、ご説明します。

本件は、申出地の北西にある米光保育園跡にて行っている、未就学児の預かりやコミュニティ活動等の駐車スペースがないため、申出地を活用して駐車場を整備したいとの申し出です。

申出地の現況や土地利用計画は、参考資料のとおりで、除外の要件は全て満たしており、県には、事前に除外の見込みであることを確認しております。

説明は以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

藤井委員

12番・藤井委員

12番・藤井です。

申請地を農用地から別の用途に変えることの妥当性及び土地改良事業に係る規制には該当しない土地であることなどについては、農業振興課の説明で良いと思われます。

申請地は2辺が非農地であることから、区域内の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障をきたす恐れはなく、農用地の利用集積に支障をきたすことはないと考えられます。

2月17日、現地確認をしましたが、区域内の農地及び水路等の施設の機能に支障をきたす恐れはないと認められます。

審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第8号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号1番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第8号、番号1番は、承認すること

に決定いたします。

次に、議案第8号、番号2番を議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

続きまして、議案第8号、番号2番の除外ですが、申出者が高齢のため、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、事業主体に売却し太陽光発電設備を建設したいとの申し出です。

申出地の現況や土地利用計画は、参考資料のとおりで、除外の要件は全て満たしており、県には、事前に除外の見込みであることを確認しております。

説明は以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

林委員

1番・林委員

1番・林です。

議案第8号、番号2番の農業振興地域除外申請について補足説明いたします。

去る2月17日に、職員1名、農業委員2名、推進委員1名の計4名で現地確認いたしました。

申請人には後日電話にて意思確認しました。

現地は、田4筆4,274平方メートルで草刈りがされてきれいにされておりました。

2年前までは人に預けて水稻されておりましたが、預かっておかれた方の都合で田を返却されたそうです。

太陽光発電設備設置の話があり、この度の除外申請になりました。

隣接地が老人ホームであり望ましい状況ではありませんが、老

人ホーム施設側も事業実施について許可しているとのこと。

近隣の田を作っておられる方と連絡取って話し合いと思いましたが不在で連絡取れませんでした。

申請人と近隣の田を耕作している方の間においても許可は取っているということです。

ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第8号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号2番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第8号、番号2番は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第9号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（編入）に係る意見聴取について」を審議いたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

104ページの議案第9号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたもののうち、農用地区域に編入するもので1議案4件です。

番号1番、番号2番及び番号3番については同じ地区のは場整備に関するもののため、一括して農業振興課の説明を受け、地区担当

議長（山下会長）

神本次長補佐

農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

その後、番号4番について、農業振興課の説明を受け、地区担当農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、議案第9号、番号1番、番号2番及び番号3番を一括議題といたします。

1番・林俊一委員が一部当事者になりますので、議事参与の制限により、議事に参加することができません。

委員におかれましては、退席をお願いいたします。

（委員1名退席）

農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

議案第9号、番号1番から番号3番を一括してご説明いたします。

これらについては、鹿野地区のほ場整備事業に取り掛かるにあたり、農振農用地に編入したいとの申し出です。

申出地の現況は、参考資料のとおりです。

説明は以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員に代わり市川委員から現地調査の結果及び編入についての意見をお願いします。

市川委員

15番・市川委員

15番・市川です。

議案第9号、番号1番から番号3番の農業振興地域整備計画の変更（編入）について、でございます。

2月17日、事務局と推進委員3人で現地確認を行いました。

この柏原地区は15.9ヘクタールのほ場整備を計画しており、番号1番から番号3番については、同一地区のため一括報告をいたします。

議長（山下会長）

番号1番から番号3番については、今回ほ場整備に係る計画の中で、ほ場整備に参画するための変更ですので問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第9号、番号1番、番号2番及び番号3番について一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第9号、番号1番、番号2番及び番号3番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第9号、番号1番、番号2番及び番号3番は、承認することに決定いたします。

林委員は、ご着席ください。

（委員1名着席）

次に、議案第9号、番号4番を議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

続きまして、議案第9号、番号4番については、巢山地区のほ場整備事業に取り掛かるにあたり、農振農用地に編入したいとの申し出です。

申出地の現況は、参考資料のとおりです。

説明は以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

市川委員

15番・市川委員

15番・市川です。

議案第9号、番号4番の農業振興地域整備計画の変更（編入）について、でございます。

2月17日、事務局と推進委員3人で現地確認を行いました。

この杉の河内地区は3.4ヘクタールのほ場整備を計画しております。

番号4番については、今回ほ場整備に係る計画の中で、ほ場整備に参画するための変更ですので問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第9号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第9号、番号4番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第9号、番号4番は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第10号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（非農地判断等）に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

105ページの議案第10号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたもののうち、過去に農業委員会が非農地判断をした農地について、農用地区域から除外するもので1議案10

議長（山下会長）

神本次長補佐

件です。

農業振興課の説明を受け、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

議案第10号の農業振興地域整備計画の変更については、非農地証明された10筆の土地について、農振農用地からの除外を行うものです。

対象土地の、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

説明は以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第10号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第10号について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第10号は、承認することに決定いたします。

以上で、議案第8号、議案第9号及び議案第10号の審議を終了いたしますが、特に意見がない旨市長へ答申いたします。

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

（農業振興課職員退席）

議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

中村事務局次長

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

106ページの議案第11号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が2,383平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は相続により取得したが耕作する予定がないため譲り渡すものです。

譲受人は、現在他県に居住し耕作しているが、葉物野菜や根菜類、果樹等を栽培するため、近隣の住宅とともに申請地を譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番・重永委員

4番・重永です。

議案第11号、番号1番について補足説明をいたします。

去る12月19日に事務局、推進委員2名と一緒に現地確認をしました。

また、譲渡人とは1月30日に、譲受人とは3月3日に電話により意思確認をしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明通りで間違いありません。

申請地の現状は周囲が山林に囲まれた畑で、一部は果樹園となっており全体的に保全管理されておりました。

譲渡人は、現在は市街地に居住されており親から農地、山林、住

宅を相続したものの後を継ぐ意思がないため、市の「空き家バンク」に登録したところ、譲受人から連絡があり、土地や家屋を実際に見せて欲しいとのことで、今年１月に３日間、空き家に泊まってもらい、農地等を見てもらった。

その結果、是非購入したいとの申し出があったので、喜んで譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は６年前から農地を借りてハヤトウリなどの野菜栽培を行ってきたが、借地ではいろいろと制約があり自分が思い描く農業ができないことから、会社を辞めて本格的に農業ができる広い農地と農地に近い住宅が確保できることを条件に適地を探していたところ、申請地が条件に合うことが分かったので購入を決意し、取得許可されれば５月に移住をするとのことです。

現在使用している耕うん機、管理機、草刈り等の農機具は全て転入時に持ち込むことにしているとのことでした。

また今後の経営計画としては、野菜及び果樹栽培をするが、主に近郷では見かけない珍しい品種のものを主体的に生産し、ＪＡや直売所等の出荷を目指したいとのことです。

調査項目に従って調査いたしました、問題ないと思われます。

ご審議の程よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第１１号、番号１番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第１１号、番号１番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第１１号、番号１番は、許可と決定いたします。

議長（山下会長）

中村事務局次長

続きまして、議案第11号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の面積が2,407平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は昨年申請地を相続したが、高齢でかつ県外に居住しており、農地の維持管理が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、稲作をするため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番・河内委員

7番の河内です。

番号2番について補足説明をします。

2月21日に事務局と推進委員と現地調査をしました。

また、後日申請者と譲渡人に確認をしました。

現地は、遊休農地であるが草は刈ってありました。

譲受人は他市において借地で稲作を行っているが、周南市に住宅を買い隣接の農地も取得して営農活動に力を入れたいと思い、適地を探していたところ、適地があり申請地を譲り受けたいと思っておりました。

農機具等は保有されておられました。

譲渡人は高齢になり、遠隔地に住んでおり維持管理が困難なた

議長（山下会長）

め、譲受人からの要望があり応じることにしました。

調査結果、項目のチェックリストにあっており問題ないと思います。

以上、調査結果を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第11号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第11号、番号2番は、許可と決定いたします。

次に、議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

107ページの議案第12号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

申請人は、高齢のため水路の確保や鳥獣被害対策等を行うことが困難となり農地としての管理ができなくなったため、植林で管理しようとするものです。

申請地は、周南市大向市民センターから東へ約3,540メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図は参考資料の1ページから4ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

市川委員

15番・市川委員

15番・市川です。

議案第12号、番号1番について、去る2月17日に事務局、推進委員と3人で現地調査をいたしました。

また、申請人とは電話にて意思確認をしました。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地の状況については、申請地は2辺が道路と山林に面していて、他の農地または施設の機能に支障を及ぼす恐れはない農地で一昨年まで、耕作されていました。

申請人の話では、水路の確保が難しく鳥獣被害があるそうです。

草刈り等を行い植林したいとのことでした。

調査項目に従って調査しましたが、日照など、周辺農地に与える影響もなく、提出書類もそろっていて、問題ないと思われます。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第12号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第12号、番号1番は、許可と決定い

たします。

次に、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

108ページの議案第13号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

譲受人は、申請地を譲り受け、寺院の参拝者が利用する道路の幅員を拡幅するものです。

譲渡人は、譲受人から希望があったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市大河内市民センターから南東へ約1,190メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の5ページから9ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番・河内委員

7番・河内です。

番号1番について補足説明をします。

2月10日に事務局と推進委員と現地調査をしました。

内容については事務局で説明されたとおりです。

また後日申請者と確認しました。

現地は自己管理の遊休農地で、草は刈ってありました。

令和6年3月の総会で農振の農用地の除外申請で許可されたところでは。

譲受人は地区道、霊園の入口で道幅が狭い急カーブかつ坂道でありますので道路幅5メートル、長さ約100メートルの拡張を行い利用者に対し安全な道路にするため譲り受けたいとのことです。

譲受人は、譲渡人の要望に沿って地域で利用する人も便利になるので譲り渡すことにしました。

市道の道路工事承認申請もされております。

調査の結果、項目のチェックリストにあっており別に問題ないと思います。

調査結果を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第13号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第13号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第14号「周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

109ページの議案第14号については、「別紙 周南市農業委員会の

議長（山下会長）

中山事務局長

農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則」をご覧ください。

改正の趣旨は、令和４年に成立した、刑法等の一部を改正する法律、以下「改正法」といいますが、この改正法において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされ、同法が令和７年６月１日に施行されることに伴い、周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の中の禁錮の文言を拘禁刑に改めるものでございます。

本則では、改正法に合わせて成立した刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律、以下「整理法」といいますが、この整理法第286条に規定する農業委員会等に関する法律第８条第４項第２号の改正に基づき、第４条第１号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、併せて第４条中の字句の整理を行っています。

別記様式についても第１号、第２号及び第３号中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めています。

附則では、この規則の施行期日は、改正法と同じ、令和７年６月１日としています。

なお、法改正に伴う人の資格に関する経過措置につきましては、整理法第443条第１項において、「懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす」とされており、この法令には地方公共団体の条例や規則等も含まれることから、既にこの規則には経過措置の設定がなされているので、ここで同様の経過措置を設ける必要はございません。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第14号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号について採決を行います。

原案どおり可決することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第14号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第15号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

110ページから114ページの報告第15号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は10件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第15号を終わります。

続きまして、報告第16号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

115ページの報告第16号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

議長（山下会長）

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第16号を終わります。

中山事務局長

続きまして、報告第17号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

116ページ及び117ページの報告第17号は、市街化区域内にある農地等をあらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、6件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第17号を終わります。

中山事務局長

続きまして、報告第18号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

118ページの報告第18号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、1件です。

農地法施行規則第53条第15号に規定された周南市が行う道路災

議長（山下会長）	害復旧工事のための一時転用でございます。 内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。 説明が終わりました。 以上で、報告第18号を終わります。
中山事務局長	続きまして、報告第19号「農地改良の届出について」、事務局より説明をお願いします。 中山事務局長 119ページの報告第19号は、農地の利用増進又は保全その他の農業経営の改善のために、農地改良を行う場合において、事前に農業委員会に届け出ることとされているもので、今回は1件です。 内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。
議長（山下会長）	以上でございます。 説明が終わりました。 以上で、報告第19号を終わります。
中山事務局長	続きまして、報告第20号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。 中山事務局長 120ページの報告第20号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希

望のあった9件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第20号を終わります。

続きまして、報告第21号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

121ページ及び122ページの報告第21号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するかどうかの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は6件です。

非農地判断の結果、番号6番の土地については、農地であると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付しましたが、これを除く土地については、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

なお、番号2番及び番号3番の農振農用地の土地は、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業振興地域整備計画については、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第21号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和7年第3回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午前10時50分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和7年3月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 佐 伯 伴 章

署名委員 笠 井 保 雄